

## 平成26年度実施施策に係る事前分析表

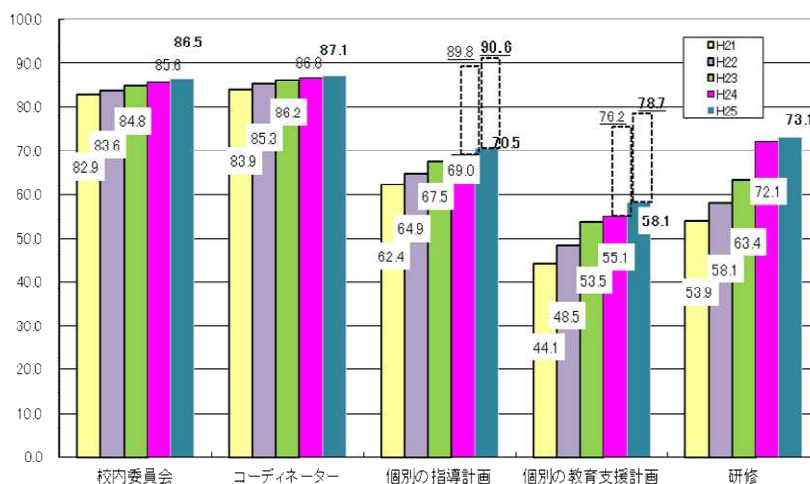
(文部科学省 26-2-10)

<b>施策名</b>	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
<b>施策の概要</b>	障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

<b>達成目標 1</b>	発達障害を含む障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。この効果を計るため、以下の指標を設定し、体制整備等の推進について判断する。							
<b>成果指標 (アウトカム)</b>	基準値	実績値					目標値	
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
① 特別支援教育に関する個別の指導計画の作成率	89.8%	62.4%	64.9%	67.5%	89.8%	90.6%	90.0%	90%以上
② 特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率	76.2%	44.1%	48.5%	53.5%	76.2%	78.7%	79.0%	80%以上
③ 特別支援教育に関する教員研修の受講率	72.1%	53.9%	58.1%	63.4%	72.1%	73.1%	76.0%	80%以上
④ 特別支援教育に関する校内委員会の設置率	85.6%	82.9%	83.6%	84.8%	85.6%	86.5%	87.0%	90%以上
⑤ 特別支援教育コーディネーターの指名率	86.8%	83.9%	85.3%	86.2%	86.8%	87.1%	87.0%	90%以上
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—

※上記成果指標の対象学校種は、国公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校。  
 ※上記成果指標①・②の平成24年度以降では、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

年度別推移－国公立計・幼小中高計－（平成21～25年度）



【目標・指標の設定根拠等】

第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策

1. 社会を生き抜く力の養成

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

成果指標③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

6-1 「個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導」

第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）

事項	現状	目標
	（直近の値）	
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率	76.2%（平成24年度）	80%以上（平成29年度）
特別支援教育に関する教員研修の受講率	72.1%（平成24年度）	80%以上（平成29年度）
特別支援教育に関する校内委員会の設置率	85.6%（平成24年度）	90%以上（平成29年度）
特別支援教育コーディネーターの指名率	86.8%（平成24年度）	90%以上（平成29年度）

達成目標2

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。この効果を計るため、以下の指標を設定し、教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善について判断する。

成果指標 （アウトカム）	基準値	実績値					目標値	
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
① 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況の割合	71.1%	69.5%	70.0%	70.3%	71.1%	71.5%	72.0%	80%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

【目標・指標の設定根拠等】

第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

6-3 「特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。」

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月）

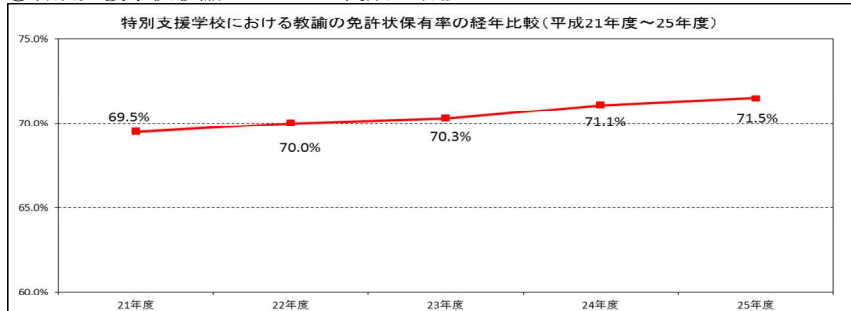
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

（1）教職員の専門性の確保

①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能

（2）各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

③特別支援学校教諭についての養成・研修



達成手段

(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名称 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
特別支援教育充実事業 (平成22年度)	166 (106)	1,404 (869)	2,773	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼・小・中・高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校の整備、高等学校の特別支援教育の充実、医療的ケアのための看護師配置、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。</li> <li>○教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。</li> <li>○発達障害を含む障害のある子供の自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を図るため、各学校等における支援体制の整備や実践的な研究等に総合的に取り組み、もって特別支援教育の推進に資する。</li> <li>○小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。</li> <li>○教員に対する専門的な研修を充実させるとともに、障害のある児童生徒の保護者等に対し就学制度や特別支援教育に関する理解を深める取組を実施する。</li> </ul>	達成目標1・達成目標2	0122	初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和32年度)	2 (1)	1 (1)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育設備整備事業 障害状況に応じた適切な教育を実施するに当たり、特別に必要となる設備整備に要する経費</li> <li>○最新の情報機器等整備事業 障害のある児童生徒の情報教育において、視覚障害児・肢体不自由児・知的障害児など障害の種類や程度に応じた特別な情報機器の整備に要する経費</li> <li>○学校安全設備整備事業 学校における突発的な事件・事故に対応するため、特別支援学校等において、障害による種々の困難に特別に配慮した安全管理に必要な設備整備に要する経費 (補助率……1/2)</li> </ul>	達成目標1	0123	初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和29年度)	7,844 (7,817)	8,403 (8,053)	10,151	<p>特別支援学校等に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、当該保護者等が負担することとなる通学費、学校給食費、学用品費等就学に必要な経費について、経済的負担能力に応じて、都道府県又は市町村が援助する場合に、その経費の一部を補助する。</p> <p>また、学校現場等における特別支援教育の体制整備を図るため、関係機関との連携、専門家チームによる支援等に要する経費を補助する。</p> <p>補助事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金(法律補助) 都道府県</li> <li>・補助金(予算補助) 都道府県(特別支援学校分)及び市町村(特別支援学級分)</li> <li>・交付金(法律補助) 国立大学法人附属特別支援学校及び附属小中学校の特別支援</li> </ul>	達成目標1	0124	初等中等教育局特別支援教育課

				学級に在籍する児童生徒の保護者等 (補助率……都道府県及び市町村が援助した 額の1/2、交付金は10/10補助)			
--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) 関連する独立行政法人の事業

事業名 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度					
独立行政法人 国立特別支援 教育総合研究 所運営費交付 金に必要な経 費 (平成13年 度)	989 (939)	883 (883)	981	政策的課題や教育現場のニーズに即応した研究活動を核として、各都道府県の指導者養成研修、臨床的研究のフィールドとなる教育相談、研究成果等の情報普及、諸外国との研究者交流や国際貢献等の国際交流を全職員が参画して一体的に推進し、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。	達成 目標 1・ 2	0125	初等中等 教育局特 別支援教 育課
独立行政法人 国立特別支援 教育総合研究 所施設整備に 必要な経費 (平成13年 度)	23 (19)	21 (21)	0	研究所の設置する研究所施設の整備充実を図り、研究所が行う研究所施設の整備に要する経費に対して補助を行う。	達成 目標 1・ 2	0126	初等中等 教育局特 別支援教 育課

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,023,856 ほか復興庁一括 計上分0	10,713,355 ほか復興庁一括 計上分0	13,906,633 ほか復興庁一括 計上分0	15,701,276 ほか復興庁一括 計上分0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	Δ49,916 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0	0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>	
	繰越し等	Δ27,451 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	8,946,489 ほか復興庁一括 計上分0	10,713,355 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 (千円)	8,882,486 ほか復興庁一括 計上分0	10,003,048 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	<p>6-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に関する法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。</li> <li>また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。</li> <li>さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支援する。</li> </ul> <p>6-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。また、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を活用するため、特別支援学校間でネットワークを構築し、域内の特別支援教育を支える体制の構築を促す。</li> </ul>
障害者基本計画	平成 25 年 9 月 27 日	<p>3-（1）-5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。</li> </ul> <p>3-（2）-4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図る。</li> </ul>
中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」	平成 24 年 7 月 23 日	<p>1. 共生社会の形成に向けて</p> <p>（3）共生社会の形成に向けた今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組が必要であり、それらに必要な財源を確保して順次実施していく。また、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく必要がある。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。</li> </ul> <p>2. 就学相談・就学先決定の在り方について</p> <p>（1）早期からの教育相談・支援</p> <p>①早期からの教育相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて、市町村教育委員会が、保護者や専門家の協力を得つつ個別の教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子供の教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。</li> </ul> <p>3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備</p>

	<p>(2)「基礎的環境整備」について</p> <p>③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導</p> <p>(ア) 現状</p> <p>特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することが学習指導要領等に明記されている。特別支援学校以外の学校についても、指導についての計画や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うよう、学習指導要領等に明記されている。</p> <p>(イ) 課題</p> <p>個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、これを特別支援学校と同様に、障害のある幼児児童生徒すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等</p> <p>(1) 教職員の専門性の確保</p> <p>①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能</p> <p>○ インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方</p> <p>③特別支援学校教諭についての養成・研修</p> <p>○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 特別支援教育体制整備等状況調査
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

評価実施予定時期	平成27年度・平成29年度
主管課（課長名）	初等中等教育局 特別支援教育課（井上 恵嗣）
関係課（課長名）	—